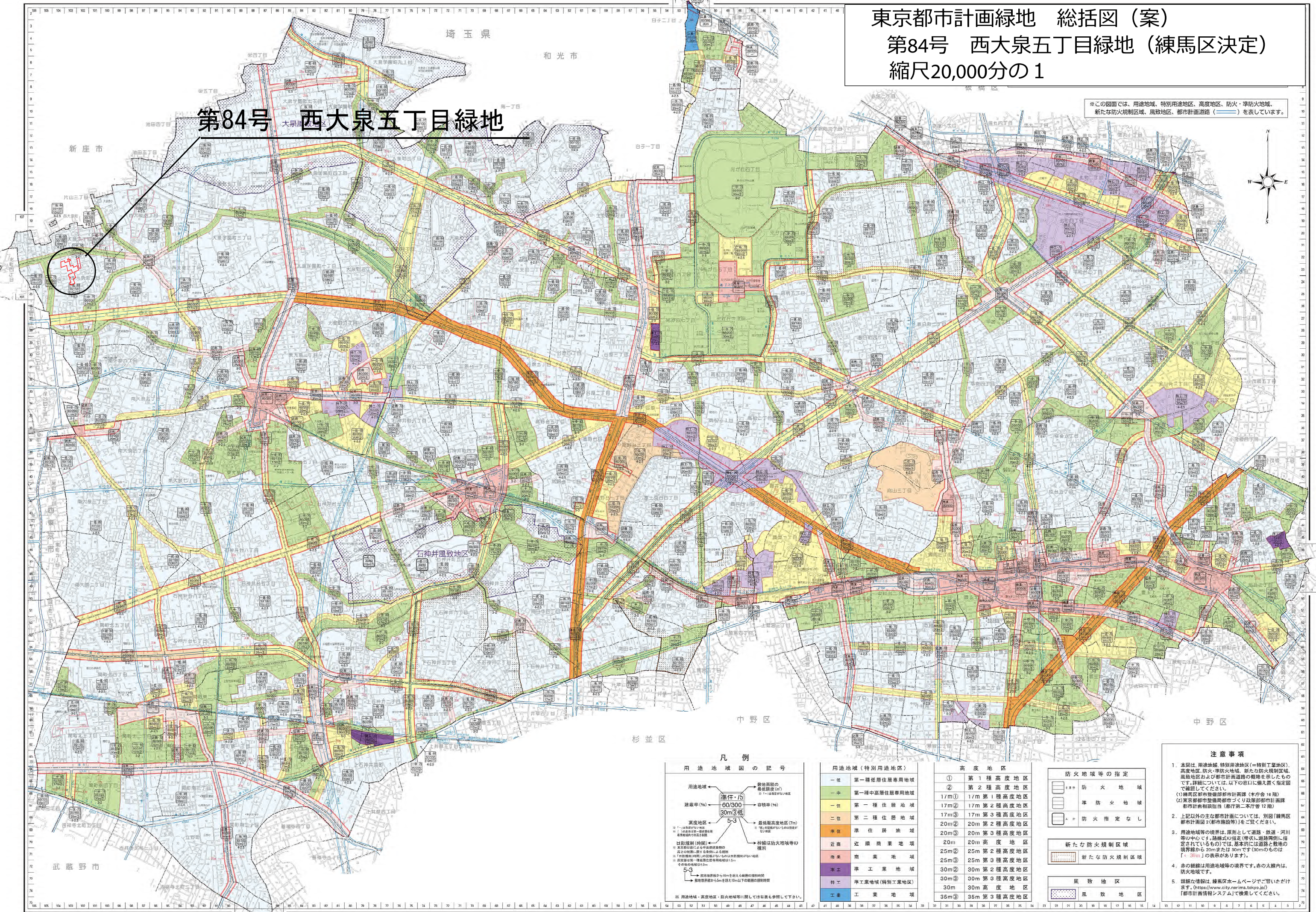


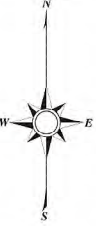
東京都市計画緑地 総括図 (案)

第84号 西大泉五丁目緑地 (練馬区決定)

縮尺20,000分の1

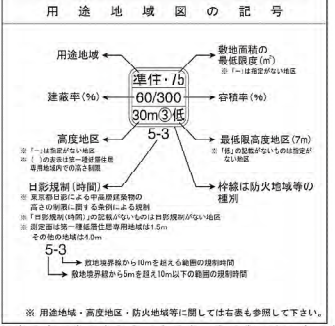


※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路()を表示しています。



第84号 西大泉五丁目緑地

凡例

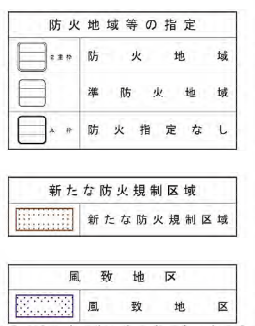


用途地域 (特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域 (特別工業地域)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第2種高度地区
20m②	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区



- #### 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご覧いただきご確認ください。
 - (1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎1階)
 - (2)東京都都市整備部都市づくり推進部都市計画課都市計画相談窓口(都庁第二本庁舎12階)
 2. 上記以外の主要都市計画については、別図「練馬区都市計画図3(都市施設等)」をご覧ください。
 3. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです(30mのものは「30m」の表示があります)。
 4. 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
 5. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
 - 練馬区ホームページ: <https://www.city.tama.lg.jp/>
 - 「都市計画情報システム」で検索してください。